

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

=====ここが魅力=====

- ◆何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- ◆追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- ◆法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選びください。
 - 下記フリーダイヤルにてお申し込みください。
 - 弊社ホームページ
 - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。
 - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。
 - お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込みください。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

商品に関するご照会・お申し込み・追録差し換えのご依頼は

TEL ☎ 0120-203-694
FAX ☎ 0120-302-640

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
※フリーダイヤル(TEL)の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。
※FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

ホームページからのお申し込みは

第一法規

検索

<http://www.daiichihoki.co.jp>



第一法規 株式会社

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560



(600080) [1411]
CL資産税 (600080) 2014.11 H3

相続時精算課税制度及び証券税制等の重要なポイントも
一覧できるチェックリスト!!

使いやすい
チェックリスト
シリーズ

チェックリスト 資産税

— 相続・贈与・譲渡 —

本書の特色

- 1 クライアントへのアドバイスに主眼をおいたチェックリスト形式！
- 2 チェックリストのほかにフローチャートを取り入れることで、申告までの一連の流れを漏れなく処理できる！
- 3 資産税の事象が発生する前の事前対策にも便利！
- 4 個別事例、五十音索引や条文索引などの機能も充実！



編集 / 資産税実務研究会
B5判・加除式・全2巻
定価 本体15,000円+税



特例の適用要件や税額の計算、申告等に必要なチェック項目を漏れなく掲載!!

内容構成 (抜粋)

(平成26年10月30日 追録第106号現在)

【第1巻】

第1編 相続税申告のための民法と登記

- 第1章 法定相続人の確認
- 第2章 相続分の確認
- 第3章 遺言書がある場合の確認
- 第4章 遺留分の確認
- 第5章 相続人の選択
- 第6章 遺産分割の検討

- I 分割の方法
 - II 分割の協議
- #### 第7章 相続登記
- I 相続に関する登記申請書の形式の選択
 - II 一般的な登記申請書チェック方法
 - III 東日本大震災に係る特例等について (登記・戸籍等)

- (個別事例)
- ◆相続人の中に行方不明者がいる場合の処理について
 - ◆相続人不存在の場合の処理 (特別縁故者) について
 - ◆在外日本人の印鑑証明書について
 - ◆遺言書の種類、短所・長所とその記載例
 - ◆遺言の撤回
 - ◆遺留分の侵害を受けた相続人の対処法
 - ◆経営承継円滑化法における遺留分算定に係る合意の手続き
 - ◆相続による共有取得と共有物分割
 - ◆登記原因証明情報又は相続証明書の原本還付 ほか

【第2巻】

第2編 相続税の算定と申告

第1章 相続税の課税対象となる財産の確認

- I 相続税の納税義務者
 - II 課税財産の範囲
 - III 本来の相続財産
 - IV みなし相続財産
- #### 第2章 財産の評価
- I 評価の原則
 - II 土地及び土地の上に存する権利の評価
 - III 家屋及び家屋の上に存する権利の評価
 - IV 構築物の評価
 - V 果樹等及び立木竹木の評価
 - VI 動産の評価
 - VII 無体財産権の評価
 - VIII 株式の評価
 - IX その他の財産の評価

第3章 相続税の非課税財産の把握

- I 相続税法上の非課税財産
- II 租税特別措置法等の非課税財産

第4章 債務控除等の把握

第5章 課税価格の算定

第6章 法定相続人の把握

第7章 基礎控除額の算定

第8章 課税遺産総額の算定と相続税の総額の算定

第9章 各人の相続税額の算定

第10章 各種加算・控除の要件及び算定

第11章 各人の納付額の算定

第12章 相続税の申告

第13章 相続税の納付

【第3巻】

第3編 贈与税の算定と申告

第1章 贈与財産の把握

- I 贈与税の納税義務者
 - II 納税義務の範囲
 - III 贈与財産の取得時期
- #### 第2章 贈与税の課税財産・非課税財産
- #### 第3章 贈与の特例の適用要件該当の有無
- I 贈与税の配偶者控除
 - II 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 (平成24年～26年の贈与)
 - III 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 (平成22年・23年の贈与)
 - IV 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 (平成23年のみの贈与)
 - V (旧)直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税
 - VI (旧)住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例
 - VII 災害により受贈財産が被害を受けた場合の贈与

税の減免の特例

Ⅶ 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予の特例

第4章 贈与税額の計算

第5章 贈与税の申告

第6章 贈与税の納付

- (個別事例)
- ◆不動産贈与と現金贈与
 - ◆上場株式贈与と現金贈与
 - ◆共稼ぎ夫婦が住宅を購入した場合の注意点
 - ◆保険料の贈与
 - ◆損害賠償債務の贈与
 - ◆負担付贈与の利用
 - ◆子供名義の預金の積立て
 - ◆事業承継税制の適用を受けるための基本的手続

【第3巻の2】

相続時精算課税制度の贈与税・相続税の算定と申告

第1章 相続時精算課税制度の適用の選択・有無

第2章 相続時精算課税制度の特例の適用要件該当の有無

第3章 相続時精算課税制度における贈与税額の計算

第4章 相続時精算課税制度の相続税額の計算

【第2巻】

第4編 譲渡所得の算定と申告

第1章 譲渡所得と税額計算

- 第1節 譲渡した資産の区分
 - 第2節 譲渡所得の計算
 - 第3節 資産の譲渡の区分
- [アドバイスのためのチェックリスト]
- #### 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- #### 特定の居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

第4章 譲渡所得の税額計算

第2章 不動産等を譲渡した場合の課税の特例

- 第1節 固定資産の交換の場合の課税の特例
- 第2節 資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の課税の特例
- 第3節 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (措法31の2)
- 第4節 取用等の場合の課税の特例
- 第5節 特定事業の用地買取等の場合の課税の特例
- 第6節 居住用財産を譲渡した場合の課税の特例
- 第6節の2 特定の土地等を譲渡した場合の課税の特例 (措法35の2)
- 第7節 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例 (措法37)
- 第8節 特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例 (措法37の4)
- 第9節 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物の建設のための買換え及び交換の場合の課税の特例 (措法37の5)
- 第10節 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例 (措法37の6)
- 第11節 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例 (措法37の7)
- 第11節の2 認定事業用地適正化計画の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例 (旧措法37の9の2) (平25廃止)
- 第11節の3 承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例 (旧措法37の9の3) (平22廃止)
- 第11節の4 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例 (措法37の9の4)
- 第11節の5 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例 (措法37の9の5)
- 第12節 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税 (措法40)
- 第13節 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例 (措法40の3の2)

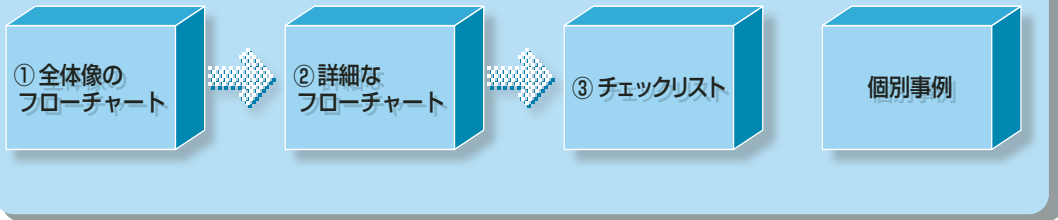
第3章 有価証券の譲渡課税

- I 譲渡した有価証券の範囲の確認
- II 株式等

[アドバイスのためのチェックリスト]

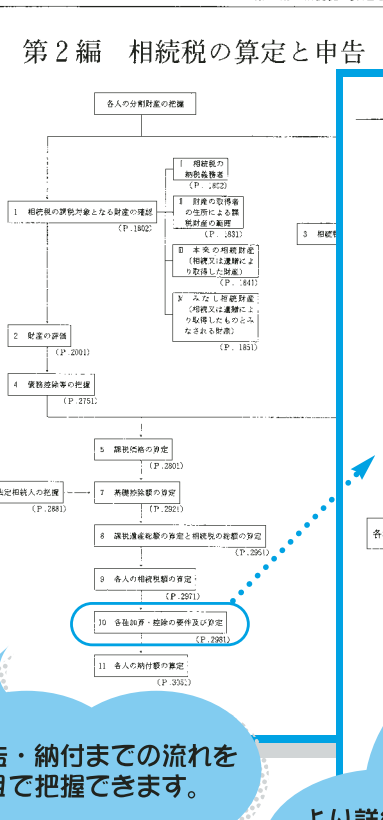
特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等

各編の構成



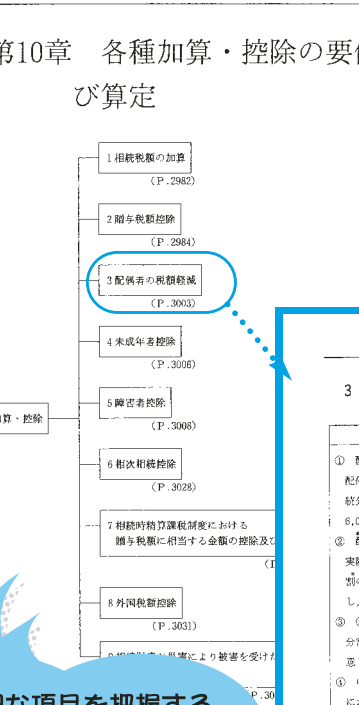
①【全体像のフローチャート】

第2編 相続税の算定と申告



②【詳細なフローチャート】

第10章 各種加算・控除の要件及び算定



③【チェックリスト】

3 配偶者の税額軽減

チェック項目	該当法令通達等	然	否
① 配偶者が取得した財産の価額が課税価額の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額まで、あるいは配偶者の法定相続分相当額より1億6,000万円の方が大きいときは1億6,000万円までは非課税となるが留意したか。	相法19の2		
② 配偶者の税額軽減は、原則として遺産分割され配偶者が実際に取得した財産に対して適用されるものであり、未分割の財産については適用されないことに留意したか。ただし、③にも留意せよ。	相法19の2		
③ ②は、分割されない財産が申告期限から3年以内に分割された場合には、配偶者の税額軽減の対象となるが留意したか。	相法19の2		
④ 申告期限から3年を経過する日までに分割できない場合において次のような事情があり納税地の所轄税務局長の承認を受けたときは、それぞれ分割できる以下に掲げる日の翌日から4か月以内に分割された財産で配偶者が取得した財産についても配偶者の税額軽減の対象とすることができることに留意したか。	相法19の2		
(ア) 相続又は遺贈に随し訴えの提起がされた場合 (その相続又は遺贈に関する和解又は調停の申立ての時に訴えの提起がされたものとみなされたときを含む) 判決の確定又は訴えの取下げの日その他の訴訟の完結の日	相令4の2①		
(イ) その相続又は遺贈に関する和解、調停又は審判の申立てがされている場合 (ア)又は(イ)に掲げる場合に該当することとなった場合を除く) 和解若しくは調停の成立、審判の確定又はこれら申立ての取下げの日その他これらの申立てに係る事件の終了の日	相令4の2①		
(ロ) 調停又は審判による分割の禁止若しくは遺言による分割の禁止又は利害関係人又は被相続者の請求による家庭裁判所により相続の承認若しくは放棄の期間が延長された場合	民法907, 908, 915 ①遺言書		

申告・納付までの流れを一目で把握できます。

より詳細な項目を把握することが可能。チェックリストの目次としても活用できます!

該当法令、通達等の根拠も確認できます!

- III 上場株式等
 - IV 特定中小会社の譲渡所得の特例
 - V 先物取引
 - VI みなし配当
- (個別事例)
- ◆譲渡した資産の区分
 - ◆東日本大震災の被災者が土地・建物等を譲渡した場合の特例

資料編

- 事前準備資料等チェックリスト
- 税制改正チェックリスト

索引

- 五十音索引
- 条文索引

●資産税について、税額の計算、申告、納付に至るまでの税務上の取扱いや特例の適用を受けるための要件など漏れなく効率的にチェックできます。さらに、事象発生前に納付額を算定し、税務対応を準備することもできます。

●相続開始後の法定相続分の確認や遺産分割協議等を行うにあたりおさえておきたい民法(親族・相続編)上のポイントを充実するとともに、相続登記申請書の記載方法までをチェックリスト化しています。

●チェックリストになじまない項目や、特に解説が必要と思われる項目については「個別事例」としてとりあげ、解説を加えました。また、チェックリストの中で使用されている用語については、「五十音索引」において、簡単な説明を行っています。

◆ アドバイスのためのチェックリスト ◆

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

チェック項目	該当法令通達等	然	否
① 譲渡損失の控除の内容			
① 確定申告書を提出する日であるか確認したか。	納法16の3変更		
② その死亡した日(その者が死亡した日の属する年において、同命の日)において、控除適用損失金額に係る買換えに係る住宅購入金等の金額を有しているか、留意したか。	同命の日		
③ 上記①及び②を満たし、一定の譲渡をした日の属する年分の分離課税の長期譲渡所得の金額及び分離課税の短期譲渡所得の金額の計算上控除してなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」という。)については、一定の要件のもとで繰越控除が認められるが留意したか。			
④ その年の前年3年以内の年において宅居用財産(この通称は「譲渡損失」)の金額(この特例の適用を受けて前年以降の年において控除された金額を除く、以下「控除適用損失」という。)を有しているか、留意したか。			

特例措置についても「アドバイスのためのチェックリスト」として掲載!

実務上の留意すべき項目をチェックリストで明示! 実際に漏れがないかチェックしながら使えます。